

五ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ各日給ノ一日半ヲ支給シ
十ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ各日給ノ二日分ヲ支給スルコト
今般ノ歎願ニ対シテハ絶計ニ犠牲者ヲ出ササルコト

労働課長

15.9.3

414

總務課長

第 一 九 三 号

大正十五年八月三十日

警視總監 田 政 弘

内務大臣 廣 口 雄 幸 殿

社会局長 官 長 岡 隆 一 郎 殿

京都大阪神奈川兵庫愛知千葉

埼玉各 府 県 知 事 殿

青水珠工場職工ノ待遇改善歎願書提出ノ件 (第ニ報)

票紙ニ關シ工場側ハ職工代表者ニ対シテ十六日ニ回答

労働課長ノ處工場主ハ其後歎願事項